

2025年12月24日広島高裁控訴審第1回口頭弁論期日

控訴人意見陳述要旨

控訴人 伊奈真由美（広島市在住）

本日は意見陳述の、貴重な機会を与えてくださり心より御礼申し上げます。私は広島市在住の伊奈真由美と申します。控訴人全員を代表して意見陳述をさせていただきます。

今年3月5日の私たちの訴えに対する広島地裁判決は大変残念な内容でした。私たちの訴えが棄却されたからではございません。誤った事実認識のもとになされたからです。

5 私たちがこの訴えを始めてほぼ10年の歳月が流れました。大げさに言えば、寝食を忘れて、「被爆地ヒロシマが被曝を拒否する」を旗印に、この裁判に打ち込んできました。判決が正しい事実認識のもとに納得のいく論理展開がなされ、その上で、私たちの訴えが棄却されたのであれば、腹立たしい、悔しい、という思いと共に、ああ、そういう考え方もあるのか、と納得もいたしましょう。

10 しかし事実認識が間違って前提され、その上でなされた判決であるとすれば、それは到底受け入れられるものではありません。そのことはおそらくは裁判官の方々におかれましてもご理解いただけるものと存じます。

それでは何が誤った事実認識だったでしょうか？それを申し上げます。

判決は次のような趣旨のことを述べています。引用いたします。

15 「我が国は、福島原発事故を踏まえ、発電用原子炉の運転により原子力発電を行うことについて社会的に許容される程度の安全性を確保すべく、科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断基準としての新規制基準を制定等し、同基準に適合しなければ原子力事業者の発電用原子炉の運転を許さないものとした。そうすると、原子力規制委員会が、原子力事業者の申請の内容等が新規制基準に適合していると確認・判断してこれを許認可している場合には、社会的に許容される程度の安全性が確保されていることが推認されるというべきである。」[（判決要旨2頁から引用）](#)

20 これは、新規制基準は当該原子炉の安全を確保するもの、との事実認識を示した箇所です。

25 ところが原子力規制委員会は当該原子炉の安全を判断しているのではありません。例えば現行新規制基準が施行された当時、田中俊一委員長（=[当時](#)）が、次のように述べている通りです。記者会見速記録から引用します。

30 「安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということです。ですから、これも再三お答えしていますけれども、基準の適合性は見ていますけれども、安全だということは私は申し上げませんということをいつも、国会でも何でも、何回も答えてきたところです。」(平成26年(2014年)2月19日原子力規制委員会記者会見速記録4ページより)

35 まさに田中氏の言う通り合格したからといって、当該原発が安全である、ということはできないのです。現在の新規制基準は、「原発安全神話」と決別し、「重大事故は起こりうるもの」という考え方のもとに原子炉の「安全」が破られたときの対応策も設定しています。ここで言う「安全」とは、文字通り「安全」ということであり、すなわちいかなる事態にたちいたっても原子炉内で炉心溶融が起こらない、あるいはその恐れがない、ということを意味しています。

40 従って、規制基準は、安全が破られたとき、言い換えれば、重大事故発生時の対応策も明記しています。その場合の対応策はたったひとつしかなく、それが住民避難です。ですから、規制委の基準適合性審査に合格したからといって「安全」ではないのです。

45 また地裁判決は「社会的に許容される程度の安全性が確保されていることが推認される」と述べていますが、これも誤った事実認識です。放射能からの住民避難が、緊急時にはやむを得ないこととはいえ、「社会的に許容される」とは誰も考えないでしょう。しかも原子力規制委員会は伊方原発3号炉の審査の過程のなかで、同原子炉が重大事故を起こしたとき、国際原子力事象評価尺度で米国スリーマイル島原発事故(1979年)と同レベルの「レベル5」の放射性物質放出を容認しているのです。(別紙参照)このことを考えれば、「社会的に許容」ということはできません。ちなみにチェルノブイリ原発事故(1986年)、福島第一原発事故(2011年)は同事象評価尺度で最高のレベル7と評価されています。

50 そして地裁判決はこの事実認識の誤りによって、例えば次のように明白な誤った判断を下すに至っています。判決文から引用します。

55 「原告らは、被告の立てている避難計画には不備がある旨主張する。しかしながら、…被告が各論点について安全対策を講じたことを前提に再稼働申請等を行い、原子力規制委員会がこれについて新規制基準に適合している等の判断を行ったことにより安全性の確保が推認されるところ、原告らは、この推認を覆し、原告らの生命、身体、健康等が侵害される具体的危険性が存在するといえるほどの反論反証はできていない。したがって、具体的危険の発生を前提とする避難計画に関する争点10は検討するまでもない。」(判決文138頁)

申し上げた通り、審査合格は安全を担保しない、だからこそ、避難計画に関する争点10の審査は決定的に重要な争点となるわけです。

60 また「被告の立てている避難計画」と判示していますが、避難計画は被告四国電力が立てているものではありません。避難計画は伊方原発から30km圏自治体が策定しています。これは事実認識の誤りというよりも事実誤認というべきでしょう。

また、地裁判決は、「安全」と「安全性」の概念の区別もつけていません。

さらにいえば、日本の原子力規制委員会は、当該原子炉の運転を許可する法的権限を持ちません。それは例えば、現行新規制基準の施行前、定例記者会見（2014年2月19日）で田中俊一氏が記者の質問に答えて、

「再稼働の判断はやりません。…いつも同じことを言っているのですけれども、再稼働を受け入れるかどうかというのは私たちの問題ではない。私たちが責任を負うことではなく」

70 と述べている通りです。従って原子力事業者が行う申請とは、新規制基準適合性審査なのであり、「再稼働申請」ではないのです。

そのことも、広島地裁判決に対し、不信を抱く大きな理由となっています。

私たちもこれまで、日本国憲法が高らかに謳う「個人の尊重」が侵害された場合、裁判所が守ってくれる、と信じて市民生活を営んでまいりました。従って裁判所が、事実と、正しい論理と、裁判官の良心に基づいた判決を下す限り、たとえ私たちが望まない判決であったとしても、裁判所を信頼して受け入れてまいりました。この信頼が日本の社会の土台を支えているのだと思います。

ところが、今回広島地裁判決のような、誤った事実認識、時には事実誤認を交えた判決に接すると、裁判所に対する信頼は根底から崩れて参ります。裁判所に対する信頼が根底から崩れていくことは、とりもなおさず、私たちの社会が土台から腐っていくことを意味すると考えております。

このような判決を決して認めることはできません。こうした思いを込めて、私たちは広島高裁に控訴いたしました。

85 どうか、広島高裁におかれでは、まずもって広島地裁判決を破棄していただくよう、お願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

<別紙>

90

伊方3号炉重大事故（シビアアクシデント）発生時におけるセシウム137放出量と国際原子力事象評価尺度（INES）における評価

95

「5層の深層防護」の考え方を取り入れた新規制基準では、第4層（重大事故の防止）が破られ、第5層（放射性物質の放出による外部への影響を緩和するための対策）に移行する際、放射能放出量がどの程度になるのか、を審査する項目があります。

この審査で四国電力が規制委に提出した資料（格納容器破損モードにおける対策の有効性評価）があります。この資料によると四国電力は外部への影響を緩和するための対策を100 様々に施した後、セシウム137を5.1テラベクレルを放出するとしています。規制委の審査ではこの放出量を「セシウム137の100テラベクレル放出より、5.1テラベクレルは環境に与える影響は十分に小さい」として、この緩和策は有効とし、了承しています。

なお第5層の防護策は「住民避難」しかありません。また、住民避難の実効性は原子力規制委員会において審査する仕組みとはなっておりません。

さて問題は、セシウム137の5.1テラベクレル放出は本当に環境に与える影響は十分小さいといえるのか、という問題となります。

110

この問題を評価する尺度が国際的に存在します。それが国際原子力機関（IAEA）と経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）が共同で作成した「国際原子力事象評価尺度（INES）」です。よく福島第一原発事故はチェルノブイリ事故と並んで最高レベルの7だった、という言い方をされますが、そのレベル7というのは同事象評価のレベル7のことです。

115

同事象評価はすべての放射性物質放出をヨウ素131に換算し環境に与える影響を評価しておりますので、伊方原発3号炉放出セシウム137・5.1テラベクレルをヨウ素131に換算する必要があります。同事象評価尺度はこの換算係数も放射性物質の核種ごとに細かく決めており、その換算係数によればセシウム137を1として、ヨウ素131

は40としています。従ってセシウム137の5.1テラベクレルは、ヨウ素131の204テラベクレルと等価となります。

原発事故における外部放射性物質放出がセシウム137だけ、という事態は考えられません。福島第一原発事故のときに東京電力が推定した放出核種は多種にわたり、主なものだけでもセシウム134、ストロンチウム90、セリウム141、セリウム144、ヨウ素131、プルトニウム241などがあります。こうした放出放射性物質を考えると、セシウム137の5.1テラベクレルの放出は優にヨウ素131数百テラベクレルと等価となります。

それでは国際原子力事象評価尺度でヨウ素131数百テラベクレル放出事故はどの程度の環境影響評価となるのか調べてみると、それはレベル5に相当することがわかります。国際原子力事象評価尺度でレベル5の事故というと、1979年米国スリーマイル島原発事故などがあります。さらに研究炉では1952年カナダのチョーク・リバー研究所原子炉事故があり、また軍事用原子炉を見てみると1957年の英国ウインズケール原子炉火災事故などがあります。いずれも環境に重大な影響を与え、広範な住民の重大な健康被害が発生したとされています。

従って、四国電力が伊方原発3号炉セシウム137の5.1テラベクレル放出を行うとき、それは米国スリーマイル島原発事故と同等なレベル5の重大事故発生を意味しており、決して容認できるものではないこととなります。

なお参考に、国際原子力事象評価尺度（抜粋作表）と東電福島第一原発事故1～3号機から放出した放射性核種と量（東電発表から抜粋作表）を添付します。

140

表5 International Nuclear and Radiological Event Scale, INES

国際原子力事象評価尺度

【資料出典】 wikipedia「国際原子力事象評価尺度」より抜粋作表



レベル	影響の範囲（最も高いレベルが当該事象の評価結果となる）			参考事例
	基準1 事業所外への影響	基準2 事業所内への影響	基準3 深層防護の劣化	
7 深刻な事故	放射性物質の重大な外部放出： ヨウ素 131 等価で 数万テラベクレル以上の	原子炉や放射性物質障壁が壊滅、再建不能		🇨🇳 チェルノブイリ原子力発電所事故（1986年） 🇯🇵 福島第一原子力発電所事故（2011年）
6 大事故	放射性物質の重大な外部放出： ヨウ素 131 等価で 数千から数万テラベクレル相当の放射性物質の外部放出	原子炉や放射性物質障壁に致命的な被害		🇷🇺 ウラル核惨事（キシユーム事故）（1957年）
5 事業所外へリスクを伴う事故	放射性物質の重大な外部放出： ヨウ素 131 等価で 数百から数千テラベクレル相当の放射性物質の外部放出 ※原子力規制委員会が規制基準で想定している事故のレベル ※ただしこれ以上にならなければならないことは保障されていない	原子炉の炉心や放射性物質障壁の重大な損傷		🇨🇦 チョーク・リバー研究所原子炉爆発事故（1952年） 🇬🇧 ウィンズケール原子炉火災事故（1957年） 🇺🇸 スリーマイル島原子力発電所事故（1979年） 🇧🇷 ゴイアニア被曝事故（1987年）
4 事業所外へ大きなリスクを伴わない事故	放射性物質の少量の外部放出： 法定限度を超える程度（数mSv）の公衆被曝	原子炉の炉心や放射性物質障壁のかなりの損傷／従業員の致死量被曝		🇺🇸 フォールズ SL-1 炉爆発事故（1961年） 🇯🇵 東海村 JCO 臨界事故（1999年） 🇧🇪 フルーリュス放射性物質研究所ガス漏れ事故（2008年）等
3 重大な異常事象	放射性物質の極めて少量の外部放出： 法定限度の 10 分の 1 を超える程度（10 分の数mSv）の公衆被曝	重大な放射性物質による汚染／急性の放射線障害を生じる従業員被曝	深層防護の喪失	🇯🇵 動燃東海事業所火災爆発事故（1997年） 🇯🇵 東北地方太平洋沖地震によって福島第二原子力発電所で起こったトラブル（暫定2011年）

表6 東電福島第一原発 1-3 号機から放出した放射性核種と量 事故から 2011 年 5 月 23 日までの試算値

核種	記号	半減期	合計	核種	記号	半減期	合計
キセノン 133	Xe-133	5.2 日	1100 京 Bq	プルトニウム 238	Pu-238	87.7 年	190 億 Bq
セシウム 134	Cs-134	2.1 年	1.8 京 Bq	プルトニウム 239	Pu-239	2 万 4065 年	32 億 Bq
セシウム 137	Cs-137	30.17 年	1.5 京 Bq	プルトニウム 240	Pu-240	6537 年	32 億 Bq
ストロンチウム 89	Sr-89	50.5 日	2000 兆 Bq	プルトニウム 241	Pu-241	14.4 年	1.2 兆 Bq
ストロンチウム 90	Sr-90	29.1 年	140 兆 Bq	イットリウム 91	Y-91	58.5 日	3.4 兆 Bq
バリウム 140	Ba-140	12.7 日	3200 兆 Bq	プラセオジム 143	Pr-143	13.6 日	4.1 兆 Bq
テルル 127m	Te-127m	109.0 日	1100 兆 Bq	ネオジム 147	Nd-147	11.0 日	1.6 兆 Bq
テルル 129m	Te-129m	33.6 日	3300 兆 Bq	キュリウム 242	Cm-242	162.8 日	1000 億 Bq
テルル 131m	Te-131m	30 時間	5000 兆 Bq	ヨウ素 131	I-131	8.0 日	16 京 Bq
テルル 132	Te-132	78.2 時間	8.8 京 Bq	ヨウ素 132	I-132	2.3 時間	13 兆 Bq
ルテニウム 103	Ru-103	39.3 日	75 億 Bq	ヨウ素 133	I-133	20.8 時間	4.2 京 Bq
ルテニウム 106	Ru-106	368.2 日	21 億 Bq	ヨウ素 135	I-135	6.6 時間	2300 兆 Bq
ジルコニウム 95	Zr-95	64.0 日	17 兆 Bq	アンチモン 127	Sb-127	3.9 日	5400 兆 Bq
セリウム 141	Ce-141	32.5 日	18 兆 Bq	アンチモン 129	Sb-129	4.3 時間	140 兆 Bq
セリウム 144	Ce-144	284.3 日	11.4 兆 Bq	モリブデン 99	Mo-99	66 時間	67 億 Bq
ネプツニウム 239	Np-239	2.4 日	76 兆 Bq				

*1 京=1 万兆 *1 兆=1 テラ (Tera)、1 ペタ (Peta)=1000 テラ、1 エクサ (Exa)=1000 ペタ

【資料出典】旧原子力安全・保安院『東京電力福島第一原子力発電所の事故に係わる 1 号機、2 号機及び 3 号機の炉心の状態に関する評価について』（2011 年 6 月 6 日）なおこの資料は東電の 5 月 23 日及び 24 日報告を基に安全・保安院が評価したもの。東電は 2011 年 10 月 20 日に一部核種のデータの誤りを訂正したが、その訂正は上記表にすでに反映されている。